

第 10 次 第 4 回 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時 : 平成 26 年 11 月 7 日 (金) 14:00~16:00

会 場 : 市役所本庁舎 9 階 議会大会議室

出席委員 : 17 名

会 議 録 :

(山村室長)

本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

司会を担当します環境衛生部ゼロごみ推進室、室長の山村でございます。

本日は、先ず委員構成の変更についてご報告をさせていただきます。本審議会の今回の開催案内を送付いたしましたところ、A 委員のご家族から、平成 26 年 4 月 28 日に委員がお亡くなりになっていたとの連絡が御座いました。A 委員は市民公募による委員であり、第 10 次審議会委員の残り任期は半年を切っておりますので追加公募は行わず、本審議会を委員 19 名に欠員 1 名による構成に変更することといたしましたことをご報告いたします。なお、A 委員には、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、この委員構成の変更を踏まえまして、本日は委員 19 名中 17 名の出席となっております、「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」により、審議会成立の要件であります半数以上の出席を得ておりますので、ただ今から、第 10 次第 4 回苫小牧市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたり橋本会長よりご挨拶をお願いします。

(橋本会長)

本日は、大変お忙しい中、第 4 回審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

ただいま、事務局から報告がありましたとおり、この 10 次の審議会の A 委員がお亡くなりになったということにたいして、心よりご冥福をお祈りするところでございます。

前回の第 3 回は視察というかたちでの開催でしたので、質疑というかたちでの開催はおおよそ 1 年ぶりという事になります。この間、ごみ減量とリサイクル推進は市民の関心が高い分野でしたので、新聞等で関連記事をよく目にしております。最近も、そのような新聞記事を目にする事がございました。そのたびに、市民理解をうるために丁寧な説明ができているのか、本当に気にかけていたところでございます。

さて、本日の内容ですが、平成 25 年 7 月の家庭ごみ有料化開始から 1 年経過しましたことから『家庭ごみ有料化開始後 1 年の状況について』の報告を受けることとしております。

この家庭ごみ有料化につきましては、平成 23 年 3 月に家庭ごみの有料化について答申書を出しており、私も答申書の起草委員会として参画しておりましたので、非常にその内容を気にしているところでございます。先ず、この時の答申というのは有料化がありきではなくて、有料化がごみ減量化の大きな一つの手段であるということを謳っております。ごみ減量ができなければ、有料化というものは有料化ありきという風になってしまいます。また、その時に市民周知を徹底して行うようにという事を答申書に重ねて発言したという事を覚えております。今回は、それらの内容について報告していただけるものと存じております。

また、稼働開始後 15 年が経過している沼ノ端クリーンセンターについて、今後の安定操業のために必要な基幹的設備の改修である『沼ノ端クリーンセンターの長寿命化について』の説明を受けるこ

ととしております。

これらについて、委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

以後の議事は着席にて失礼いたします。

(山村室長)

橋本会長ありがとうございます。それでは会議規則に従いまして、会議の進行を橋本会長にお願いいたします。

なお、会議の進行にあたりましては、前回の会議の際にもお願いしましたが、ご発言なされる場合には、委員の皆さまの前にありますマイクの赤いランプが点灯していることを確認した上で、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、橋本会長、よろしくお願ひいたします。

(橋本会長)

それでは、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

本日の審議会の開催時間は2時間程度とし、概ね4時ごろ閉会と考えておりますので、議事進行へのご協力の程、よろしくお願ひいたします。

本日は2件の議事となっております。最初に「家庭ごみ有料化開始後1年の状況について」を事務局からの報告後に質疑に入りまして、その後、2件目の議事であります「沼ノ端クリーンセンターの長寿命化について」事務局からの説明と質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか？

<異議なし>との声

それでは、1件目について事務局よりご報告お願ひいたします。

(事務局)

<説明省略>

(橋本会長)

ただ今の報告に対しまして、質問、ご意見がございましたらお願ひします。

先ほど言いましたように、ごみが減量されてなかったらどうしようかと思っておりましたが、無事減量はされているみたいなんですけども、まだまだ問題もあると思いますし、このへんどうなっているのかというようなことがございましたら。

はい、B委員お願ひいたします。

(B委員)

今、報告を聞いてごみが減量しているという、家庭ごみも減量しているということを知ったんですけども、いま家庭でごみの収集というのは週2回あるわけですね。これだけ減ってくるとまだこれから努力して減ると、たとえば収集を収集の経費の削減するために週1回とか、そういうことも検討にあるのかというのを聞きたいんですけども。

(橋本会長)

ごみの収集回数についてですね？

(B委員)

はい。

(山村室長)

今、B委員の方からご質問がございました。燃やせるごみの方のお話しだと思ってお聞きしておりました。燃やせるごみには厨芥類、ようするに生ごみが含まれておりますので、実際燃やせるごみもかなり減ってはきているんですが、ただその厨芥類、生ごみの方をそれでは1週間ずっと置いとけるかということ、なかなか置いとけないのが現状でございますので、今考えておりますのは、このままごみ量が減っても、燃やせるごみについては週2回そのまま進んでいきたいというふうに考えております。

(橋本会長)

はい、よろしいでしょうか、他にございますか。

はい、C委員。

(C委員)

現実問題ですね、不適切排出というか、きちんと出されていないのは何%くらいあるんでしょうかね。それで、その不適切がされてないということであれば、戸別回収というのも考えられるのではないのかなというのもあったんですよね。やっぱり、適切に処理されるためには自分の家のごみは自分の家を出してもらえれば出し方もきちんとすると思うし、だから、実際だいたいどれくらいの不適切な排出ってあるんでしょうかね。

(西田部長)

今、不適正排出の割合というお話しですが、資料編の12ページ見ていただきたいと思います。で、これを見ていただくと、だいたい月に1,000件前後が不適正排出の件数です。で、1,000件もあるのかというふうにお思いがちだと思います。これ月に1,000件。ですけども、1ヵ月に燃やせるごみだとかプラスチックだとか、紙だとか燃やせないごみだとか、いろんな収集もありますよね。それらも全部含めると、だいたい1ヵ月あたりにうちが収集する戸数というのはだいたい100万ぐらいはあるはずですよ。100万戸分の1,000件というふうにと考えると、だいたい0.1%の件数の割合になってます。で、これが多いか少ないかというふうに考えるんですけども、まあ、ほぼ今言われているのは戸建の住宅というのか一戸建ての住宅の方は改善がされてきているみたいだと、あとちょっとまだ追いついていないのは共同住宅ではないかというふうに考えられますけども、そのへんも共同住宅の方の協議会、先ほども報告いたしましたけども、そちらとも協議しておりまして、いろんな施策をしております。一応そんなところでよろしいですか。

(橋本会長)

はい、D委員

(D委員)

あの、素朴な質問なんですけれども、不法投棄がまだどのくらい増えているのか、まあ、この資料によりますと平成25年度では減っていますけれども、現実、私が見るところ、かなり昨年まではなかった所に不法投棄というものがなされているんです。それで、パトロールされている方に聞きましたら写真を撮るだけだということでした。それで、それは回収されないまま、そこにそのままずっとあるんですね。この不法投棄されたものは一体どこで誰がそれを回収することになるんでしょうか。なんていうんでしょうか。そのままなんです。もう、半年以上ずっと不法投棄のままの家庭ごみが

普通の袋に入れられているという状況です。

(山村室長)

はい、不法投棄の件ですが、不法投棄に関しましては、まず、第一としましてはその土地の所有者の責任というのが絡んできます。例えば、道路用地に物が捨てられてあれば、その道路用地を管理されている市道であれば市の維持課とか国道であれば国、道道であれば北海道というところが処分することになります。で、私共は不法投棄をされている場所をまず見つけて、それを警察の方に報告はしております。あとは、私共の方は中身を開封したりとか持ち主は誰かをまず突き止めたいものですから、その調査をしながら今年に入ってからはかなり捨てた方が結構確認できるような物もありまして、そちらの方は警察の方から罰金なり、うちの方から始末書を取るなりしながら、その捨てた方がわかればその方が処理するというようなかたちになります。ただ、先ほど言ったように、物としてその用地の管理者の方でわからないところに関しましては、市の方で私共が行って、それをうちの方の事務所に持ってきたりとかしながら、それと警察と絡めながら共同しながらやっているのが現状です。ただ今おっしゃったようにしばらく置いてあるということで、その部分うちの方で見落としているわけでもないようなお話しでしたので、そのへんは多分私共としても土地の所有者とか調べながら、そのへんは調査しているのかというふうに考えております。

(橋本会長)

ごみステーションで？

(山村室長)

ステーションではないですね？

(D委員)

牧草地の中ですか、道の脇ですか、それから林道の中とかそういったところですよ。たぶんこれ市の管理課ではない、管理地のところもあれば私有地ってこともありますね、ただ持ち主がそこに捨てるってことはありえなくて、外から持ち込んでるわけですから、これがそのままになっているというのはこれはかなりよくない状況だなと感じています。

(稲葉課長)

清掃事業課、稲葉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

いま、不法投棄の対応のお話しだったんですけども、今年度もすでにかかなりの対応をしてくれているんですけども、まずはじめに、室長からもお話ししたかと思えますけど、まず所有者を調べるということが前提になります。それで、所有者に対して適正になんとかならないかということとあわせてですね、まず、警察のほうに対応をお願いするかたちになります。というのは、私どもの方は調査はできるんですけども捜査権がございません。それで、品物がわかったにしろ警察のほうと協議しながら産業廃棄物になるのか、あるいは個人で捨てた物になるのかというのを判断しながら対応してくれている状況になります。で、今のところ先ほどもお話が出てましたとおり、まず最初に写真を撮って警察のほうと対応を協議します。で、警察のほうで調査が必要というかたちになりますと私共のほうで一度保管してくれというかたちになるものですから、それをまず持ってきて原因者と言いますか犯人がわかればすぐ警察のほうで相手のほうに対応してもらおうというかたちになります。ただ、わからない状況がかなり多いという状況にありますので、私どものほうの敷地内で保管しているというのも現状です。ただ、あきらかに一般家庭のものでとか、そういうものになりますと所有者に対してこれを処理していただきたいという郵送の手紙を出すんですけども、なかなか地元にはいない方もいらっしゃいますので、なかなかそういう部分では処理していただけないという現状もござります。ただ、今年

度に入って昨年度あたりからですね、かなりの件数があるんですけども、警察への通報して実際に対応しているのが9件から10件くらいの対応はされています。これは、基本的に警察が対応するっていうことは処分するってかたちになりますんで、そういうことも含めてですね、私どもの不法投棄対策としてですね、ホームページの方にそういう犯罪になりますというかたちの周知も進めていくということもしています。で、あともう一つ対応としては、今年度検討しているのが監視カメラを一応視野に入れながら不法投棄対策をとっていきたいと思います。よろしくお願いたします。

(橋本会長)

よろしいですか、他にございますか。

(E委員)

はい。私も勉強不足なので教えていただきたいところがあるんですが、有料化になってごみが減るというのは、なんとなく若干わからなくもない気はするんです。この表を見ると燃やせるごみ、燃やせないごみはお金がかかるから分類しようって意識が働くのは、もちろん有料化なのでわかると思うんです。で、いくのであれば紙、缶、ビン、ペットボトルとか増えるだとか若干200トンとか増えてたりするんでしょうけど4分の1も減るロジックが僕にはわからないんですよ。ごみは出るはずなので分類が変わったっていうのであればわかるんですけど、ごみ全体が4分の1も減るっていうロジックを教えていただければと思います。

(西田部長)

有料化したことによってごみが例えば23%ですか、今回は、23%減ったこの23%は一体どこにいったんだろうというご質問ですよ。で、有料化、道内でももうほとんど90%が有料化しています。で、皆各地に調査をしても、この20数%どこへいったかはわからないというのが解答で返ってきます。ただ、やっぱり有料化することによって分別意識が働くだとかそういう意識改革は市民の中には出てくる。で、例えば無料で配布しますよというようなチラシ、ポケットティッシュ等といういろんな物があると思うんですけど、そういう物を家に持ち込まなくなるっていうのも一つの要因だと思います。で、今まではくれるものはなんでも貰おうっていうパンフレットでも何でもいいや貰おうって、これも無料だからただ後でごみで投げればいいやって意識が少しずつ変わってきているんじゃないか、とか、あとこれ集団回収もそうなんですけど、集団回収1,000トンも増えるっていうのはよっぽどのがないと1,000トンも増えないんです。普通は。ただ、この1,000トンはたぶん新聞だとかダンボールだとか、これが集団回収のほうにまわった。ただ、これも1,000トンです。ですから、この23%がすべて10,000トンですよ。10,000トンがすぼ一んとなくなるというのは、やはり貰わなくなったり集団回収のほうにまわせるものはまわす、拠点回収のまわせるものはまわす、そういう意識が市民の中に出てきてる。また、生ごみやなんかも自分でリサイクルできるものはリサイクルしよう。で、ごみには出さないようにしようという意識が強く出てきている結果だということですか、この10,000トンが本当にどっかにいったんだろうっていうのが皆さん不思議がるところですけども、各地も同様の答えで有料化始める前もなぜ減るんだろうというのは非常に難しいところでしたけども、結果としてもやっぱり今意識が変わってそういうふうになってんだろうということですか、私どもも把握できないところです。

(橋本会長)

はい、E委員。

(E委員)

拠点回収は、この3ページの中に入っていないっていう形式でよろしいんですね。

(西田部長)

えっと、この家庭ごみ等の推移の中の23%減これはあくまでもステーション回収のみです。で、4ページのほうの拠点回収は、また別途集めてますんで、あくまでもステーションから出てくるものはこう、一部大型ごみは入ってますよ。だから、うちで収集しているものについて、収集しているのかな、ステーション収集しているものは3ページの表で、4ページだとか5ページだとかはうちで収集、別途収集してますんでそれは入ってません。

(橋本会長)

はい、どうぞE委員。

(E委員)

それでしたらおそらくごみ量の比較だとわかりにくい。ごみ量ではないってことですよね。ステーション回収量が減ったことだとは、そういう認識ではない。そういう認識で、よろしいってことですよね。この23%減はステーション回収量が減ったってということで、よろしいということですか。

(西田部長)

えっと、あくまでも3ページの34,042トンこれはステーションだとか大型ごみだとか、そういう回収量です。拠点回収とか集団回収は入ってないです。

(橋本会長)

ただ集団回収を入れてもすべて、その23%には達しないってことですよね。その結果リデュースうちの中に物を持ち込まないという、そういう市民意識が芽生えたんじゃないかということでもよろしいんですね。

じゃ、E委員。

(E委員)

すいません、何度も。なのでこの3番がごみ量の比較だと全体のごみ量が減ったんだと勘違いされ、総論としてね、思ってしまう可能性があるんで、この表記というのを変えたほうがもっとわかりやすいのかなということと、やはりその、やっぱ減って、なんでかはもちろん意識で減ってる部分はおおいにあるんでしょうけれども、やはりそのへんがある程度の検証をしなければやはり不法投棄の問題も出てくるとは思うので、ただ単純に減ったって手放しに喜ぶのではなく、本当になんで減ったのかまで突き詰めなければ海に流されてるっていう話もあるかもしれないので、そこまで検討されなければ本当に効果が出てくるかっていうのはできないかと思いますね。大変かと思いますが、よろしく願います。

(橋本会長)

じゃ、今後もこの中身をきちんと検証して、実際にどのように、まあ集団回収にまわっているのか、不法投棄にまわっているのか、より一層これをきちんと検討してほしいということでもよろしいでしょうか。はい、わかりました。

他になにか、はい、F委員。

(F委員)

そうしますと、これ8ページのですよね、1人1日あたり家庭ごみの排出量536gというものは集団回収というものは含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。

(山村室長)

はい、こちらのほうの536gのほうには集団回収とかは入っていません。

(橋本会長)

よろしいですか。

他に、たとえばこういう説明があったけれども、実際自分の周りは違うよと、先ほどのDさんの話があったんですけども、そういうようなことでもよろしいんですが。

それではまた、最後に全体を通してご質問ご意見を承りたいと思いますので、次に『沼ノ端クリーンセンターの長寿命化について』に移りたいと思います。それでは事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

<説明省略>

(橋本会長)

『沼ノ端クリーンセンターの長寿命化について』事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問は。

はい、B委員。

(B委員)

今、説明を聞いたんですけども、沼ノ端クリーンセンターは、15年は経っているわけですよ。この長寿化っていうのは何年持つ計画で43億円投資する計画なんですか。

(黒川課長)

施設管理課の黒川と申します。よろしくお願いたします。

一応、あの長寿命化を工事いたしますと、概ね15年程度は使えるような状況になるかと考えております。

(B委員)

15年ったら、1年あたり3億円くらいですか。そのくらいの膨大の費用なんですよ。改修でこの新しく付けた15年っていうふうに本当にいくんですか。

(黒川課長)

沼ノ端クリーンセンターはですね、建設にあたっては、約120億かかっております。このようななかですね、今後いろいろな部分が壊れてきますので、それを補修するとゆうものも考えましてですね、あわせて長寿命化をする場合と、まあ、いろいろとこう検討した結果です。先ほどお話ししましたけども長寿命化計画というなかで経費を比較をいたしました。で、一応この43億程度の金額がかかるんですが、こちらのほうが経費的には安いと。で、この経費のほうの関係ですけども交付金事業ということでございまして、国のほうからですね多額の3分の1をですね、交付金が支給されるということでありましてですね、この制度を利用いたしましてですね今回長寿命化を計ろうと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(橋本会長)

はい、よろしいでしょうか。

他にございませんか。

それでは、なければせっかく今日、多くの委員の皆さんに来ていただいているので、この2件の報告と有料化のこの1年の雑感みたいなものを、ちょっとお聞かせいただければなと思います。あの、まだ4時まで時間がございますので。でも、その前にまとめなきゃいけないと思いますので、ちょっと私から1、2点聞きたいんですけども。

前回の視察で、小型家電の拠点回収についての視察をしてきたんですけども、この見通しというのはどういうふうになっているのかということところが1点です。

先ほど不適正排出のところ、ステーション以外のところに捨てられた不法投棄の解答はあったんですけども、ステーションへの不適正排出の場合はどういうふうになっているのか改めてお聞きしたいのと、この2点をお聞きして、あと、ちょっとご発言のなかった委員の皆さまにちょっとこの雑感でよろしいので、お聞きしたいなと思うんですが、よろしく願いいたします。

(相木課長)

ただいま橋本会長からご質問等がございまして、私のほうからですね、小型家電の関係でお話しさせていただきますと思います。

今年の5月に第3回ということで、石狩のほうにございます(株)マテックさんというところの、主に車の解体をやられてる大きな工場なんですけども、そちらで小型家電の回収もしてレアメタル等をリサイクルしてる会社を視察いたしましたけれども、苫小牧市も平成24年から拠点回収ということで、まず、イベントの会場を中心に家庭から出る小型家電の回収を始めまして、昨年4月から市内に拠点回収の場所を増やしまして、拠点回収ということで拡大をさせていただいております。で、その回収しました小型家電につきましては、苫小牧の東部地域にございますマテック苫小牧支店さんのほうにお渡ししまして、そちらのほうでリサイクルしていただいております。今後も回収量は、昨年、拠点回収の場所も増やしまして、かなり量が増えてございます。で、今年に入りましても、昨年と同じくらいの回収量の推移できて若干増えているような状況にございますので、今後も拠点回収の場所も、またさらに増やしていけないかどうか、我々のほうの内部で協議しながらそちらのほうも回収量の拡大に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(稲葉課長)

不適正排出の関係で、ステーションへの排出ということでの不適正の対応ということなんですけども、まず、基本的に不適正って言われているもののなかでいろいろ種類はあるんですけども、有料袋を使っていない場合、あるいは排出曜日が違うという部分もありまして、そういう部分のなかで、まずはステッカーを貼りましてどういう原因で不適正として判断したのかというものを貼って置きます。有料袋で出されている場合につきましては、燃やせないごみについては大体週2回やっておりますので、ある程度は拾い上げることはできるのかなと思うんですけども、一番問題なのは有料袋が使われていないものが出されている。その際、夏場ですと燃やせるごみというのは生ごみが結構多い状況にあります。そういう場合あまり長期間置いておくと臭いが出るですとか、カラスに狙われるというかたちもあるものですから、目処としてはせいぜい2週間程度置いておく。で、不適正の周知というか投げた方に対して、そういう部分わかってもらいたいということです。で、それでも処理されない場合については、私どもが持ち帰りまして開封調査をします。で、原因者がわかれば私どもが直接そちらのお宅へ伺って指導する、適正排出を促がすというようなかたちでやっています。そのほかに、また共同住宅の関係もございまして。そういう指導を行ってきたなかで、やっぱり不適正状態の個人住宅のところにつきましては、ある程度改善が見られてきてはいるんですけども、まだまだ共同住宅なかでは不適正が見られるというのが顕著になってきておりますので、それにつきましては、この委員さんのなかにもいらっしゃいますけども、共同住宅のごみ排出マナー改善対策協議会において対策ですとかも話し合っている状況です。で、現実オーナーさん、管理会社さんを含めて不適正があっ

た場合については、そちらのほうに連絡いたしまして対応をお願いしている状況でございます。以上でございます。

(橋本会長)

ありがとうございます。
それではG委員なにか。

(G委員)

最近、ごみの有料化始まってから我が家でもかなりごみが減ったなとというふうな実感をしております。で、街を歩いていても結構ごみ量がずいぶん減ったなというふうには思うんですけども、構成比ですね、ごみのなかの紙が多いのか、生ごみが多いのかとかいう構成比があまり書いていないので、これからどの部分を力入れて減らしていくのか、今後考えていかなきゃいけない問題かなとというふうに思います。

もう一つ、やはりステーションの問題で先ほどもいろいろ出てましたけども、やはり幹線沿いにあるステーションはわりと不法投棄がしやすいっていうんですかね、そういうようなかたちでありますんで、ステーションの位置なんかもこれから検討しながら改善していったほうがいいのかなと個人的には思っております。ただ、ごみ量がやはり2割くらい、当初2割から3割くらいの間だろうというふうに予測していたんですけども、それがある程度確保できたといいますか達成できたということは、今後やはりごみの収集もお金かかりますけども、処理にもお金がかかるわけで、そこらへんをこれからどんどん小さくしていく、コンパクトシティの考え方もあると思いますけども、そこらへんで今後はやはり改善をはかるなら、そこらへんをまた分析しながらやっていかなきゃなと個人的に思っております。以上です。

(橋本会長)

はい、H委員。

(H委員)

生ごみの堆肥化を進めるための容器の購入する時の補助、制度っていうの、やっていると思うんですけども、今年度そういう予定数に対して申請して、市民からの申請してきた数どのくらいなのか。

それともう一つ、お聞きしたいのは補助の市民の負担率が、25年度に比べたら26年度は持ち出しが多くなったというふうに私は思ってるんですけど、自分が利用してみて。その実態はどうなのかなということと、もし増えたという市民からの持ち出しの増えたということであれば理由をお聞きしたいと思います。

(相木課長)

ただいまの生ごみ堆肥化容器の助成の関係のご質問だったと思いますけども、まず堆肥化容器の助成なんですけども、今年度はコンポストのほうの助成の個数としましては、400個を予算として計上させていただいております。それと、電動式生ごみ処理機の助成も行っております、そちらでいますと台数で40台を確保している状況です。今年度の申込状況なんですけども、9月22日現在の数字なんですけども、コンポストで222個、電動式生ごみ処理機のほうの申込で32個という状況でございます。もうひとつですね、今、委員さんのほうからご質問がございました助成平均の金額のほうのお話だったかと思っておりますけども、昨年までは堆肥化容器のコンポストの助成については一律3,000円を条件に補助させていただいたんですが、昨年、有料化が始まるっていうこともございまして、市民の分別する意識もかなり高くなったという影響もございまして、申込がかなり昨年度は多くございました。で、コンポストでは500を超える状況で申込がございまして、当初予定してた台

数というか助成の個数が300個程度だったものですから、それをなるべく申込をいただいた方にすべていきわたるように助成したいということで、補正予算をくみまして希望する方に昨年は助成させていただきました。で、そういう経過もございまして助成するために予算の枠が当然額が必要なものですから今年の予算の積算する時に、できれば希望される方すべてに助成をさせて普及させたいということも我々のほう考えまして、限られた予算の中で希望される方に助成させて普及させるためには助成額を多少ちょっと縮小させていただいて、広く使っていただくっていうほうがいいんじゃないかということで、今年は上限は3,000円なんですけども購入金額の2分の1助成させていただくというかたちで変更させていただいたということでございます。

(橋本会長)

よろしいですか、じゃ厨芥類のお話を。

(稲葉課長)

先ほどG委員のほうから話でてました、ごみの蘇生ということのなかで、可燃ごみにつきましてはほぼ50%弱が厨芥類で、紙類が3分の1くらいということの状況で、あとはその他いろいろな不燃物も入ってたりだとかっていう状況になっております。あと、不燃ごみの中ではプラスチック類ですとか汚れたものだとか、そういう汚れた物が入っています。で、それが約半分くらいというかたちになっております。以上です。

(橋本会長)

じゃ、I委員なにかご質問ご意見ございますか。じゃ、ごみ減量に対しての。

(I委員)

あの、減量に対してもそれから分別に対しても、私は1年目2年目に入ってよくここまでやったな、やれたなっていうか感心してるんですよ。ただ、このままもういいんでないかっていうような気持ちだけは持ってほしくないな、やっぱり行政が先頭に立ってさらに改善していくとか、さらに高めていくっていう考えでね、やっていただいて、今のレベルよりも下げることのないようにやってもらいたいっていう気持ちはあります。というのは、うちの町内会でも本当に一生懸命やってるんですよ。その結果が出てると、それと明野町内会のことを言ったんですけども、他の町内会全部がやっぱりそういうことでやってるんで、その結果が少しずつ出てるだなんて、まあ、問題点も皆さんがね抱えることもあると思います。あるけども良くなってきてるんですよ。これを落とさないように、さらに高めるようにお願いいたします。それが私の意見です。よろしく申し上げます。

(橋本会長)

ありがとうございます。減量審のところでもリバウンドが非常に懸念されるということなんですけど、町内会をはじめ市民の努力でなんとかっていう、こちら側の努力も大切だっていうご意見です。

J委員は、なにかご質問ご意見ございますか。

(J委員)

質問はないんですけども、冬場、雪どけの時に、空き缶とかごみがだんだん出てくるっていうか、そのお散歩しながらごみを拾われている方がいらっしゃったりして、そういう車では見えない歩いている人は見えるというようなごみは多々目にするのがちょっと悲しいかなっていうふうに感じます。

動物というか、犬の糞を回収していかない、お散歩されて気持ちよくお散歩されているんですけども、野良猫とかの糞は別としても、やはりちゃんとして欲しいなというのが気になります。

(橋本会長)

はい、これは排出マナーもあるんですけども、こういった自分のお家から出ないごみの処理については、たしか袋をいただけるんですよ。

はい、お願いします。

(西田部長)

今のJ委員のほうから、たとえば犬だとか猫のペットの散歩っていうのかな、マナーのほうですけどね、結構そういうのも言われます。やはりこれ苦小牧には条例はないんです。ただ、北海道のほうでマナーに関する条例がありまして、札幌もそれを適用しているだとか、他では罰則規制までをもやっているだとかということもあります。ただ、やはり飼い主のマナーの問題で、飼い主さんになんとか犬だとか散歩の時のそういう糞を拾う物も用意してくださいとか、ペットボトルにお水を持って行って、もししたら水をかけてくださいねというのを、先月の広報だと思えますけど、そういうのをお願いしています。

で、もしたとえば、先ほど言ったように春先に道路にペットボトルが雪に埋もれて出てきたよだとか、そういう道路の掃除をしたいよとか、もうだいぶ落ちたと思えますけど落ち葉がひどいんだよとか、そういう公共的の場所のボランティア活動、個人でも結構ですし、企業でもいいし、団体でもいいですから、そういうボランティア活動する時にはボランティア袋というものを製作しておりますので、それを配布してご協力していただいております。先ほど、I委員のほうからもありましたけども、やはりせっかくここまで綺麗になったんだから、やはりこれは続けていかなきゃなんないと思ってますし、来年この処理基本計画の見直し時期です。そのときにも、やはりこれがどうやって継続できるのか、またさらに落とせるのかっていうのもありますけども、札幌でも有料化、私どもより3年前にやっておりますけど、いろんなことで悩んでまだまだ継続しております。ですので、うちのほうもそういうかたちでペットの問題だとかもありますし、ボランティアの問題だとか、とにかくまちを綺麗にしたいっていう環境美化に今後力をいれていきたいと思えます。

(橋本会長)

K委員、何かご質問ご意見ございますか。

(K委員)

ごみ分別において、ごみに対する考え方が個人個人、市民の意識改革というか変わってきていると思っております。それで、ごみステーションを見ても3分の1くらい減ってきているので、だいぶ皆さんがごみの分別ということで意識されているので、市のほうのまちかどミーティングとかというのがすばらしく浸透しているなと思って関心はしております。

それと、年2回のごみの町内会の大掃除がございしますが、毎年よりも本当にこのゼロごみ作戦が始まってから本当に減ってきているなっていうことが、市民というか皆さんの声にあがっております。

それと、個人的なことになるんですけど、わたしの家が公園のちかくにございまして、公園の落葉が家のほうに飛んでくるんですよ。それで、そういう落葉を拾う場合どういうふうにしたら一番よろしいんでしょうか。

(橋本会長)

今のことをちょっと、はい。

(西田部長)

ボランティア袋をどこで貰えるのかっていうようなことですよ。市役所にこられるのであれば、市役所8階の環境生活課のほうでお渡ししております。市役所までわざわざくる予定はないよという

ところは、各コミセンに置いてます。ですから豊川でもいいですし、のぞみでもいいですし、住吉でもいいですし、沼ノ端でもいいですし、そういうところにあります。あとは、町内会のほうにもお預けしてますんで、町内会のほうから貰うっていうのも一番近い方法だと思いますんで、どうぞよろしくお願いいたします。

(K委員)

はい、ありがとうございます。

(橋本会長)

はい、ありがとうございました。

L委員、なにかございますか。

(L委員)

昨年、ゴミ箱の件で早急に来ていただいたんですけども、原形をとどめているということで、対象外ということだったんです。で、それからまた状況がひどくなって、個人的に4回も直してるんですよ。で、上のほうにかかっている網の破れ等もありますので、できたらもう一度見に来ていただけませんかという願いと、引越して来た人がダンボールに名前入りで畳んでそのまま置いてあるんですよ。パトロールなんかでそのままの状態であるんですけども、次の日見たら無くなってるとっていうそんな感じなんですけど、それを何回も繰り返されて同じ人なんですけども、そういうふうな時って、パトロール委員さんがこちらのほうに連絡いれて、こちらのほうから、その方に注意されるんでしょうか。

(橋本会長)

この2点ですね。

(L委員)

はい。

(稲葉課長)

今の、まず最初にステーションの関係なんですけども、私共のほうもちょっと状況をもう一回把握しなきゃならないんですけども、今の状況からしますと箱型のステーションだと思うんですけど、それについては早急に改善はできると思いますんで、それについては現状を見させていただいて改善していきたいと思います。

それともうひとつ、ダンボールが出されているということで、おそらく紙類と、よく言われるのが紙類と間違っただけで回収してもらえないもんだと思ってダンボールを出しているという状況のなかでは収集していかないんで、それについては、私共のほうもパトロールが見に行ったら原因者がわかる状況であれば原因者のところに指導に伺って適正な排出してもらおう。とくにダンボールについては、集団回収のほうにまわしていただくということが前提になりますんで、それについては適正に回収してもらおうようなかたちで出してもらおうことになりますんで、再度確認に行かせていただきたいと思います。

(橋本会長)

よろしいですか。

では、M委員。

(M委員)

先ほどの不法投棄の件なんですけど、人の所有地でなかなか難しい問題があるなかで、同じ町内会のなかで、ご本人にすれば財産だというようなごみ屋敷とは言いませんが景観上、あと防災とか防犯上ちょっと見かねるようなそういうところがあると、当然コンテナが斜めになっているとか古い車があるんですけど、なんもされてないという、そこには住んでらっしゃると思うんですけどね。そういう敷地のご家庭に対してのごみと扱えるかは別なんですけども、指導監督についてはどうなんでしょうか。町内会を通じてでも立会い求めて指導っていうのに入れるのか。

(西田部長)

たとえば、いまよく言われるごみ屋敷みたいな家の敷地のなかにもいっぱいごみ、私達からするとごみみたいなんですけど、ご本人にとっては「いやいやこれ大事な物だよ」っていうかたの対応については、そのごみっていうのは自分が廃棄物じゃなければごみ扱いじゃないんで、私共では手が出せない物だと思います。ただ、地域のなかで景観上だとか、防災上だとかそういう面で不安だよっていうこともありますよね。たしかにね。そういうものにつきましては、私共ではなくて、部が変わるんですけど市民生活部っていうなかに担当課がありまして、そちらのほうの担当になると思います。ただ、やはり先ほど言ったように、ご本人がごみだと意識をもっていたかかないとなかなか片付けられない問題はありますので、そのへんはよく話し合いが必要かなと思います。

(橋本会長)

はい、ありがとうございます。

N委員は、はい。

(N委員)

不法投棄について先ほどお話ししてたんですけど、同じような質問になるかもしれないんですけど、私は実家のほうが勇払のほうで、よく散歩ではないんですけどジョギングするので走ってみたりするんですけども、とくに魚釣りの人とか、釣り人だったりとか、夏場とくに暑い時期から暖かくなってくると若者とか家庭でバーベキューしにきたりとかという、海の海岸沿いっていうのはどこの所有になるんでしょうかね。管理になるんですか。

(山村室長)

勇払の海岸線だというふうに。

(N委員)

釣り人が多くいるのは前からわかっていたんですけど、とくに暖かくなってくると煙がたってるわけですよ。バーベキューやらなんやらで。どっからきてるかわからないけど、海水浴場っていうのは苫小牧にはないもので、それであーいうところにきてやってるのかなっていうのがあって、で、必ずといっていいほど、そこやってるなと思ってまた通るとごみを置いてるわけですよ。あの、車が置いてったんだっていうのはだいたいわかるんですけど、わざわざそこまで車のナンバーを調べるあれではないので、警察ではないのでそこまではやらないですけど、どこの管理っていう意味でいえばもし苫小牧市の管理であるのであれば、そういう車とかを自由に行き来させるはどうなんだろうっていうところなんですよ。

(山村室長)

港の部分というか海岸線に関しては、私の記憶では、たしか港管理組合だったというふうに記憶しております。で、問題はそこから後ろのほうといたしましうか、民地側の後背地になると北海道とか

国とかというかたちで分かれてはいるんですが、基本的には港管理組合のほうでそのへんは全部把握しているはずですので、こちらのほうから港管理組合のほうにお伝えいたします。今、Nさんがおっしゃってるような車が入っていけないというところは、管理しているところで止めるなり、あまりにもごみが捨てられるのであれば止めてしまうという手もあると思います。で、実際私共も海岸線のところのほうで不法投棄がひどくって、国にほうにそのへんをお伝えして入りづらくしていただいたことでもありますので、そのへんはこちらのほうで提案はできるかと思います。

(橋本会長)

詳しい内容は後ほど。

(N委員)

家庭ごみのことはわかったんですが、事業用のごみってというのはどうなんでしょうね。

あと、私、柏原とかにちょっといったことがあるんですけども、埋立地というのはどうなんでしょうね。埋立はまだかなり増えてるんでしょうかね。

(橋本会長)

2点ですね。柏原っていうのは最終処分場ことですか。

(N委員)

はい。

(山村室長)

一つ目としましては、事業系の不法投棄ということになりますと、これは産業廃棄物の不法投棄ということになりまして、事業を絡んだものの不法投棄になりますと、家庭の一般のかたが捨てるよりもさらに法律的に厳しくなります。で、それが見つかった場合は一般のかたであれば1,000万以下の罰金とかいうふうに規定されているんですが、事業者だと3億以下というかたちで一気に跳ね上がるようなかたちになっております。ただ、産業廃棄物の不法投棄に関しては私共も警察とタイアップしながら、これは一般廃棄物か産業廃棄物かというところは調べますが、産業廃棄物となると北海道の管轄となりまして、北海道のほうにそのへんをお伝えして、北海道のほうで今度は取り締まるようなかたちになってきております。

で、もう一つの柏原の件ですけども、柏原に産業廃棄物の埋立処分場は前にはございましたが、たしか平成20年、21年頃に埋立満了になりまして、今現在は埋立はしておりません。で、今柏原に今あるのが一般廃棄物の処分場だけです。全部で1～5ブロックまでございまして、1～4ブロックに関しましては、もう埋立が終了いたしまして、平成22年から第5ブロックというのを建設いたしまして、そちらのほうを今は利用している状況です。

(橋本会長)

よろしいですか。

じゃあ、O委員何かございますか。

(O委員)

ごみ110番の件なんですが、ごみ110番、昨年うちの向かいにあるごみステーションに捨ててあった不法投棄の布団をすぐ110番に電話して回収していただいて、これはありがたいシステムだなというふうに感じていたんですが、今年の7月からその今までうちの向かいの空き地にあったステーションが空き地が販売されるということで、ごみステーションの行き場がなくなったと困ってい

らしゃったので、うちのまわりには小さなお子さんもたくさんいらっしゃるので、他のお宅の前に置くのはかわいそうだなと思って、うちの敷地にごみステーションを7月から設置し、それを許可してしてるんですけども、自分の敷地の中になって、土曜日とか、日曜日とか、金曜日の夜とかに不法投棄があって、それをごみ110番に電話しても留守番電話の対応になって、その週末ずっと誰が捨てた布団なのかなんなのか、中身がなんなのかわからないごみとともに週末を送らなきゃならないっていうふうなことが、この夏に何回かありまして、最近では減りましたし、その不法投棄があって月曜日の朝になると収集車よりも前に清掃事業課のパトロールの方がきていただいて持って行ってくださるので、ずっとそれが他の一般のステーションみたいに2週間置きっぱなしで野ざらしにされているっていう状況はないんですが、このごみ110番の時間というか対応について改善できないものかなってお願いします。その不適正排出というか、ステーションに日にちを守らないで排出しているごみとかは、7月からうちに今まであったなかで毎回違う日に排出されているのを自分なりに写メにとって記録してたんですけども、きちんと分別はされてて、きちんと袋も有料のものは有料の袋に、そうじゃないものは透明、半透明の袋ってなってるんですが、ただ、出す日が違うってだけで家の中のごみが溜まったからとりあえず入れとけて分別してるんだからいいでしょみたいな感じで、入れているごみがほとんどでした。で、私が思ったのは、私もプラスチックのごみは1週間家のなかのゴミ箱では溢れてしまうんですね。45ℓの一番大きいゴミ箱にはしてるんですけども、踏んでも踏んでもプラスチックの収集日の前には溢れてしまいます。先ほどのお話では、燃えるごみは生ごみ等もあることから週2回の回収は変えないってことだったんですが、逆に燃えるごみのほうは分別とらないものは持ち込まないとか、なるべく過剰包装は断るなどいろんなことをして、燃えるごみのほうは1週間で20ℓの袋いらなくらいなんですね、ただ、プラスチックのほうは45ℓのほうは足りなくらいなんですね。なのでプラスチックの回収を増やしていただけないかなと、そのためには先ほどのご説明にもあった3きり運動とかをますます啓発していただいて、水切りなりなんなり、コンポストにするなりということをごさらに強化していただければいいなと思います。

(橋本会長)

はい。本当にステーション設置のお宅は大変だなというふうに思っております。この2点よろしいでしょうか。

(稲葉課長)

ステーションの関係なんですけども、ステーションというか110番、不法投棄の関係の110番だと思うんですけども、これについては大変申し訳ございませんが業務時間対応の中で、業務外の時間については留守電対応というか留守番対応っていうかたちで対応させていただいております。ただ、いま不法、不適正どちらかという布団ですとかそういうものらしいということで、不法投棄に近い物らしいということなんですけども、ステーションを今回空き地からそちらのお宅の方へ、〇委員のほうに置かせていただいているという状況のなかで、何軒くらいで利用されているのかはわかりませんが、今後、不適正に対しての対応としては私共が進めているのが、折りたたみ式というかたちで収集日のみというか収集される時間だけ組み立てて回収を終わりますと畳んで隅っこに置いてもらうというかたちで、できるだけ投げ込まれるのも防ぐという状況も、今現在進めておりますなかでは良い結果がでていうふうに判断しておりますので、そういうことも対応できないかどうか、また委員さんのほうとお話ししていきたいなと思いますのでよろしくお願いたします。

(山村室長)

プラの収集日が少ないというお話だったと思いますが、実はいま、先ほどの委員ほうからもお話あったように20%のごみが減った理由とかですね、あと収集体勢が現在どのような状況なのかっていうところをアンケート調査をいまかけております。で、その結果を基にいたしまして、実際に紙も

ちょっと少ないんじゃないかというご指摘もございまして、本当に皆さんそう思っていらっしゃるの
かっていうところが、ちょっと私共もつかめないところもありますので、そのへんもいまアンケート
調査を市内2,000名ほどなんですが、無作為で抽出いたしまして、そちらの方々に今アンケート
をかけております。で、その結果を見まして、収集の回数とか収集のやりかたとかそのへんのご不満
のあるところをそのアンケートから読み取りまして、そちらのほうも解消していきたいというふうに
考えております。

(橋本会長)

はい、どうぞ。

(O委員)

もう一つなんですけども集団回収奨励金のことなんですけど、うちの町内会、私は拓勇東町内会の役
員もしております、今年度から、今までは小学校と中学校の収集したものすべて小学校と中学校の
ほうにお渡ししてたんですけども、今年から年に4回だけ町内会の回収日というのを設けまして、そ
れで実施したところ1回の金額が住宅も世帯も多いものでかなりの金額だった。で、これは私共の町
内会の防災、自主防災組織をつくっていくので経費あてようということで、これも一生懸命やってい
るところなんですけど、私共の町内会ではずっと昔から業者のほうにお願いして、小学校と中学校の回
収も町内会もすべて同じ業者をお願いして、業者が手数料を引いて残りを町内会のほうにくれるとい
うふうになってるんですけども、私共は業者なんで楽で楽しいんですけども、集団回収の目的の一
つであれば地域の協力体制とか共同を育むというふうな部分で、小さな町内会で業者を使われていな
い町内会、小学校とかでもあると思うんですけども、住民が車出したりして一軒一軒集めたりしてい
る地域もあると思うんですけども、そういうところとの奨励金のちょっと差をつけてもいいのかなっ
て。うちの町内会にたくさんくださいってお話しではなく、一生懸命手で回ったりしているところも
あるっていうふう聞いてますので、そのへんの奨励金の差みたいなのを何かお考え等があれば教
えていただきたいなと思います。

(相木課長)

集団回収の奨励金の関係のご質問のことだったと思うんですけども、集団回収の奨励金の対象は市
内の古紙回収業者を申込するときに選んでいただいているんですよ。で、そちらから選んでいただ
いた業者さんをお願いして売却するというかお願いするっていう。そうしないと奨励金の対象としてご
ざいませんで、今市内で集団回収されている団体さん町内会さんあるんですけど、そちら一律同じ登
録されてる市内の回収業者さんを選んでいただいて、奨励金をお支払いしてますんで、今言ったよう
な差異がでるようなかたちにはなっておられないと思いますんで、そこをご理解いただきたいと思
います。

(橋本会長)

はい。

(O委員)

その件についてわかったんですけども、今初めて知ってわかったんですけど、たまにスポーツ少年団
とかで、戸別にピンポン押ししてあらかじめチラシをポスティングしてピンポン押しして協力してくださ
いってくる時もあるんですけど、あの方々は奨励金は貰っていないってことなんですよね。

(C委員)

ちょっとよろしいですか。

(橋本会長)

はい、C委員。専門家ですので。

(C委員)

私、苫小牧資源リサイクル事業共同組合で、今O委員が言われたとおり団体回収の組合から来てる者ですから、どのタイミングで言おうかなって思ってたんですが。それで今市からの奨励金っていうのはあくまでもうちの組合を加盟している組合員に頼んでくださいということで、奨励金額はどういうやり方をしようと一緒にです。ただ、正直なところを言いますと組合として、たとえば新聞の値段は一律これですよ。ダンボールの値段はこれですよとしますと独禁法の関係がございまして、その回収団体、団体である買入価格っていうのがあるんですよ。新聞については何ぼで買わせていただきますっていうのがあるんで、拠点回収っていうか何箇所かにまとめて新聞、雑誌回収する場合と、町内会をまわって回収する場合だと、ある程度まとまってるほうが業者としてはそこでぽんと積んでくればいいので、買入価格は何十銭か違いはできます。で、いま先ほど地域の繋がりとかそういう面で町内のかたがお手伝いしてということで過去は何十年前はやってたんですよ。ただ、町内活動をしていただける、手伝ってくれる方々がどうしてもご高齢になってきているので、車も2台3台って繋がっていくもんですから、だいたい今組合の回収で90%は業者のみでやっております。正直言って悪いんですけど、手伝っていただいて前もあったんですけど、あつてはいけない事故なんですけど荷台から落ちちゃったとか、走ってて皆さん新聞があると新聞だけにめがいつちゃって新聞をとりに行ったら横見たら車があったとかっていうようなことになってるんで、今現状としては90%業者にやってもらっているってことです。よろしいでしょうか。

(橋本会長)

事務局、付け足すことはないですね。

はい、それではP委員なにかございますでしょうか。

(P委員)

初めて出ささせていただいて勉強不足で申し訳ないんですけど、ごみと資源の分け方なのかなと考えてございます。さきほど23%減量したということで、これは、要はステーションごみの部分だろうと思いますんで、これが23%が多いのか少ないのかということで冒頭、質問しようかなと思ったんですけど、G委員から評価できるという表現があったものですから、そう簡単に急には減らないんだろうということで、まだ1年でございますんで、これから見ていかなきゃならないかなと思います。ただ、資源の部分がいへんパーセンテージ的には少ないんでしょうけど、パーセンテージで相当増えているということは、これ市民として評価できるんじゃないかと思っています。こういうことが進むことによってごみが徐々に減っていく、ごみというのは要は不要な物ですよ。資源でなくなるものということだと思います。また、その1万トンについても、やはり不要になるものはなかなか家に入れないということが徐々にしみついてきているんじゃないかなというふうに考えてございます。

あと、不適切な出し方、これやはり集合住宅の方々、その人が変わるということもあるんだろうとも思いますけども、そういった集合住宅の多い地域に多く見られるような気がします。なかなか守っていただけないというのは現状なのかなということで、やはりそういった市民に対する周知、PRというものに、また今後は力を入れていただければありがたいなと思います。また、市民サイドから言えば、そういったことのマナーをきっちり守るということを日頃気をつけていかなきゃならないのかなということでございます。いずれにしてもごみでございまして、ゼロにはならないと思いますけども、ゼロに近づけるということで、全て資源にするということに心がけていかなきゃならないのかなというふうに考えてございます。質問でもなんでもなく、意見でもなく、感想でございまして以上でございます。

(橋本会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、Q委員なにかございますか。

(Q委員)

町内会を見てると、皆さんがよく守ってやってくれているなと思うんですけども、やはりある特定の方が同じようなかたちで、その特定のかたが一番困るんですね。その人たちが守っていないとか、だから僕等に言わせればカメラなんかでもそのごみステーションにつけて誰がやったんだってわかって、その人の所にいけば必ず直してくれるような、そんな感想を持っておるとというのが現状なので、だから一つのステーションに1人ぐらいが同じことを繰り返してる感じなんだよね。ですから、それらをどうすればそのごみステーションが綺麗になるのか、とくにプラの時にやっぱり問題になると、例えば、生ごみの場合だと前の日に出したにしても次に日に持って行ってくれるとか、その有料ごみなんでね。そういうことの認識はあるんだけど、そのプラの時にその色々な物を入れて、そして結局置いていかれると、そうすると1週間たっても2週間たってもおかしくなるんで、そうするとまた市民のかたもこのように置いとくと、いわゆる馬鹿らしくなるというか、守らなくてもいいんでないだろうかという意識をまた持たれたら大変なのかとというのが僕の感想です。以上です。

(橋本会長)

ありがとうございます。

皆さんのご意見を聞いて、概ね苦小牧市民のかたの排出に対してはきちんと出してるかたが多いのですが、一部にほんの一部になんだけれどもマナー違反をしている人がいるということもあって、このごみ減量に対して、それがマイナスに働いては困るなというふには思うんですが、とにかくリバウンドをしないようにというような皆さまの概ねのご意見だったと思います。今、ある程度ご発言が無かったかたにご発言いただいたんですが、全体を通して今日の審議会にもう一度意見を言いたいという方いらっしゃいますか。

それでは、F委員。

(F委員)

広報の件なんですけど、昨年度10月の記事のなかに市長が定例会で述べた基本講習、一つは、そのなかで減量化に関するもので4番目の1項、このなかで解釈の違いだと思いますが、家庭ごみの戸別収集は段階的な実施に向けて取り組みをしておりますというような記事が出てます。これ、戸別収集というのは非常に誤解をしやすいと思います。会議を聞いてますと、集団回収、民間業者のかたが戸別に集めるという表現なんでしょうか。

(橋本会長)

戸別収集の理解ということで。

(山村室長)

戸別収集というのは、いま苦小牧市でおこなっているのは、ごみのステーション収集となっております。で、戸別収集というのは各個人個人の家にステーションを置いて、各個人個人の家のごみをそこに置いていただいて、それを収集していくということになります。ですから、その人の家の前にごみを出す。出し方がバケツとか箱なりを用意して、そこにそのかたがごみを自分の家の敷地内にごみを置く場所を作って、そこにごみをいれてそれを収集していくというのが戸別収集になります。で、今現在、戸別収集っていうのも先ほどの説明にもあったんですけども、これを段階的にやっていけないものかということで、今検討に入っているところでございます。

(橋本会長)

マナーの点でも自分の家の前に置けば変なことしないだろうということなんですが、先ほどの説明もありましたけど、コストがかかりますというところで今は段階的にというお話しになってると思います。よろしいですか。

(F委員)

それでは、各家庭のところに置いてもらってそれを戸別的に収集するという事なんですね。

(橋本会長)

よろしいですか。

(山村室長)

たしかに、いま委員がおっしゃったように各家庭にということになりますけども、ただ他の町で石狩市なんかでもやってるんですけども、他の市の状況を見ますとただ敷地内にごみの入った袋をぽんと置いてると当然ながら猫とかからずにはやられますので、何か入れ物を用意しなければならないということを見てきております。ですから、例えば大きいバケツみたいのに、石狩市はバケツみたいのを用意していただいてその中にいれている現状でございますが、例えば、今ある大きいステーションのこじんまりとした小さいステーションみたいのを、例えば日曜大工で作られるかたもおりますし、ですから、そういうようなのは今のところはどのような入れ物を作りなさいというのは考えておりませんが、おいおいそのへんも検討していかないと駄目だなというふうに考えております。

(橋本会長)

はい、よろしいですか。

H委員。

(H委員)

そうすると、そういうふうなちょっと私も不勉強で、そんなふうに進もうとしているのかっていう感じだったんですけど。それはそういうふうにするってことになったら審議会で検討するってことなんですか。黙ってたらずいいうふうに進んでいきますって市の方針ではそういうふうに進んでいってらっしゃるってことなのかしら。

(西田部長)

当然ながら、審議会のほうには協議はさせていただきます。で、あくまでも先ほども言いましたけども、来年度この計画が見直しになります。そのなかでそういうものもどうなんだろう、できるんだろうか、というようなことで審議会のほうにも当然協議はさせていただきます、最終的には協議結果がまとまればっていうのかな、議会にも諮りますけども、そういうものを踏んで市民の意見も聞いてということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(橋本会長)

はい、それではお約束の時間が近づいてまいりましたので、事務局から今後について説明させていただきます。よろしくお願ひします。

(事務局)

今後の開催予定と次期11次審議会委員の公募について説明させていただきます。

第10次審議会の任期は、平成27年3月31日までとなっており、来年3月に後1回の開催を予

定しております。

平成27年4月1日からは次期、第11次の審議会となりますが、その委員の公募につきましては、例年より1ヶ月早く始めて、広報とまこまい1月号等に募集記事を掲載していく予定であることを報告いたします。

事務局からは以上です。

(橋本会長)

はい、それでは、本日の審議会はこれで終了といたします。

委員のみなさまのご協力に感謝申し上げます。

ありがとうございました。